

国民健康保険の資格確認書・限度額適用認定証を更新します

国民健康保険の資格確認書など

令和8年8月1日から使える資格確認書などを、7月中旬に世帯主あてに郵送します。

マイナ保険証を持っている人(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのこと)	「資格情報のお知らせ」が届きます。これまで通りマイナ保険証をお使いください。資格情報のお知らせは、医療機関などにおいて顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証を利用できない場合に必要となりますので、大切に保管してください。(資格情報のお知らせのみでは受診できません。)
マイナ保険証を持っていない人	「資格確認書」が届きます。8月以降は、新しいものを医療機関などへ提示してください。

※社会保険などに加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きが済んでいない人は、医療保険課までお問合せください。

※マイナ保険証を持っている人でも、施設入所者や意思表示ができない入院者などマイナ保険証を利用することができない人は、申請により資格確認書を発行します。

限度額適用認定証

資格確認書を使っている人で、8月以降「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定書」が必要な場合は、新しい資格確認書を持参し、医療保険課または各支所で申請してください。更新した限度額適用認定証が有効となるのは、申請した月の1日からです。

住民税非課税世帯の人	過去12か月の入院日数が91日以上の場合は、申請することで食事代(標準負担額)が減額されます。入院期間を確認できる書類(領収書など)も持参してください。
70歳以上の人	申請が不要な場合があります。事前に医療保険課までお問い合わせください。

※郵送でのお手続きも可能です。医療保険課にご連絡ください。

※マイナ保険証を持っている人には、発行できません。

※マイナ保険証を使えば、事前の手続きなく、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください



▲資格確認書・マイナ保険証詳細



▲限度額適用認定証詳細

問 医療保険課 国保G ☎52-1111 内線166

福祉基本調査と避難行動要支援者調査にご協力ください

地域住民の生活状況や生活実態を把握するために、民生委員・児童委員が下記の調査を行っています。

調査対象者	寝たきり高齢者、認知機能の低下が疑われる高齢者、一人暮らし高齢者、生活困窮世帯、母子・父子家庭など
調査方法	電話や訪問での聞き取り
調査時期	9月30日まで
調査員	地区担当の民生委員・児童委員

※この調査で知りえた情報は、地域住民の援助活動、地域福祉に関する相談、支援、災害時の安否確認や避難誘導に活用します。(民生委員・児童委員には守秘義務があります。)

問 社会福祉課 社会福祉G ☎52-1111 内線139

山方支所 ☎57-2111 美和支所 ☎58-2111 緒川支所 ☎56-2111 御前山支所 ☎55-2111